



令和3年2月15日

## 建設リサイクル法の届出書の押印が不要になりました

「押印を求める手続きのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第98号）の公布、施行により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第10条に基づく届出の様式を定めている「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」も一部改正になりました。

これにより、届出書への届出者が記名の場合、これまで必要であった押印が不要になりましたので、併せて以下のとおり届出書の扱いを変更します。

### 記

- 届出書（様式第1号）  
変更届出書（様式第2号） } ……届出者の**押印は不要**です。  
(当面“印”が入っている様式を使用しても構いません)
- 委任状（様式自由）……これまでどおり委任時の**委任状の添付は必要**ですが、委任者（届出者）の**押印は不要**です。
- その他（届出書記載内容の訂正等）  
これまで、記載事項を訂正する場合には、訂正箇所に届出者又は代理者の押印が必要でしたが、今後は不要とします。ただし訂正事実を明らかにするため、届出書表紙の下欄外に、「年月日、訂正、届出者又は代理者のお名前」のサインをいただきます。

神戸市建築住宅局建築指導部  
建築調整課建設リサイクル係  
電話 078-595-6549

e-mail [kensetsu\\_recycle@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kensetsu_recycle@office.city.kobe.lg.jp)

